

パレスチナ・ガザ地区における即時かつ恒久的な停戦を求め、
日本政府に対して和平実現に向けて働き掛けることを求める
意見書

今回のパレスチナ・ガザ地区攻撃の直接的な契機は、国際法に違反したハマスのによる無差別攻撃と人質拘束にある。しかし、イスラエルが「自衛権」の名の下に圧倒的な軍事力でガザ地区に行っている空爆・地上戦では、今も民間人を中心に多くの尊い人命が奪われ続け、全人口の8割を超える190万人が避難を強制されている。このような人道危機をもたらすことが正当化されることは決してない。

この間、一時的な戦闘停止は実現したが、いまだ恒久的な停戦に向けた行動はなされていない。

「全世界の国民がひとしく恐怖と欠乏から免かれ平和のうちに生存する権利を有することを確認する」とする憲法前文に照らし、日本政府は国際社会と連携し、イスラエル、ハマス双方に対し「即時かつ恒久的な停戦及び人質の即時解放」、「国際人道法及び国際人権法の遵守」、「人道的被害の抑止、人道支援助物資の供給を通じた人道状況の改善」を呼びかけ、和平実現に向けて外交努力を尽くすことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月20日

甲 州 市 議 会